

# 坂出市議会広報広聴委員会ソーシャルメディア

## 運用ガイドライン

### 1. 趣旨

坂出市議会広報広聴委員会（以下「当委員会」という）は、ソーシャルメディアを通じて市民に情報提供を行うとともに、市民からの意見を集約することにより、より一層市民に開かれた議会となるよう議会の広報に努めていく。

ソーシャルメディアは、情報をリアルタイムに幅広く拡散することができ、また双方向に意見のやり取りができるというメリットがある一方、匿名性が高いことから意図しない情報が拡散されるなどし、公的機関の信頼の失墜につながるおそれもあることから、利用者が安心して利用できるよう、運用ガイドラインを策定することとする。

### 2. 基本原則

- (1) 情報を発信する際は、法令遵守はもとより、プライバシー権、肖像権等基本的人権を尊重すること。
- (2) 意思形成過程にある情報の取り扱いに十分注意すること。
- (3) 一度発信された情報は、ネットワーク上から完全に消去することができないことを念頭に、情報の正確性を確保し、市民に誤解を与えないよう情報の取り扱いに慎重を期すること。
- (4) 当委員会から発信された情報は、管理者の権限が及ばない事項についても、市民に信憑性を与えるものであることに留意すること。

### 3. 管理者

- (1) 坂出市議会議長
- (2) 坂出市議会広報広聴委員長及び副委員長
- (3) 坂出市議会事務局長
- (4) 坂出市議会議長が認めた者

### 4. 対応時間

原則として開庁時間内(平日8:30～17:15)に管理者が不定期に投稿,更新する。なお,この時間以外においても必要に応じて投稿,更新することがある。

### 5. 掲載事項

- (1) 議会報告会及び市民との意見交換会等の案内
- (2) 当委員会で決定した議会だよりに関する内容
- (3) 市民からの意見公募に関する内容
- (4) その他管理者が認めた内容

### 6. 禁止事項

下記に記載している事項に該当する内容を投稿(リンク先を含む)する行為を禁じる。禁止事項に反した場合は,投稿の削除,利用の制限等を行う場合がある。

- (1) 法令または公序良俗に反し,またはそのおそれのある内容
- (2) 人種,思想,信条等による差別,または差別を助長させる内容
- (3) 議員,議会事務局,第三者を誹謗し,中傷し,または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載すること。

- (5) 政党活動，選挙活動，宗教活動または特定の団体に関する内容
- (6) 違法な情報や犯罪を助長する内容，わいせつな内容
- (7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを構成する内容
- (8) 営利目的を含む内容
- (9) 非公開の会議等の内容に関する情報
- (10) その他管理者が不適切と判断した内容

## 7. 知的財産権

- (1) 当委員会が管理するツイッター，フェイスブック，インスタグラム等（以下「SNS」という）に掲載されているすべての情報（文章，画像，動画，音声，テキスト等）の知的財産権は，当委員会や正当な権利を有する者に帰属する。
- (2) 私的利用のための複製や，著作権法で認められた場合を除き，無断で複製，転載することはできない。

## 8. 免責事項

- (1) SNSへの投稿は細心の注意を払うが，情報の正確性，完全性，有用性について保証するものではない。
- (2) SNSを利用することで生じた直接的，間接的な損失については，管理者に故意または過失がない限り一切の責任を負わないものとする。
- (3) 当委員会は，予告なくガイドラインの見直しや変更または運用を中止する場合がある。
- (4) SNSに寄せられたコメント（意見，要望等）に対しては，当委員会が返信することを予告し募集した意見以外は，基本的に返信を行わない。また，市政等に関する意見，要望等についても，SNSでは受け付けない。

## 9. 個人情報の取り扱い

当ページで取得した個人情報は、坂出市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこととする。

## 10. 違反行為または事故発生時の対応

このガイドラインに違反する行為があった場合、あるいは違反行為による事故が発生した場合は、関連法令に準じて対応するものとする。